

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【公表番号】特表2007-530675(P2007-530675A)

【公表日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2007-506135(P2007-506135)

【国際特許分類】

C 07 K	16/28	(2006.01)
A 61 K	39/395	(2006.01)
A 61 P	35/00	(2006.01)
A 61 P	37/00	(2006.01)
A 61 P	29/00	(2006.01)
A 61 P	1/00	(2006.01)
C 12 N	15/09	(2006.01)

【F I】

C 07 K	16/28	Z N A
A 61 K	39/395	N
A 61 P	35/00	
A 61 P	37/00	
A 61 P	29/00	1 0 1
A 61 P	1/00	
C 12 N	15/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月14日(2008.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配列番号1によりコードされるタンパク質に結合する、モノクローナル抗CS1抗体または抗CS1抗原結合フラグメントであって、

配列番号69に対応するアミノ酸配列、配列番号70に対応するアミノ酸配列、および配列番号71に対応するアミノ酸配列を含む、抗体または抗原結合フラグメント。

【請求項2】

配列番号72に対応するアミノ酸配列、配列番号73に対応するアミノ酸配列、および配列番号74に対応するアミノ酸配列をさらに含む、請求項1に記載の抗体または抗原結合フラグメント。

【請求項3】

ヒト化された、請求項1または請求項2に記載の抗体または抗原結合フラグメント。

【請求項4】

IgG1である、請求項1～3のうちのいずれか1項に記載の抗体または抗原結合フラグメント。

【請求項5】

配列番号67に対応するアミノ酸配列および配列番号68に対応するアミノ酸配列を含む

、請求項 1 または請求項 2 に記載の抗体または抗原結合フラグメント。

【請求項 6】

エフェクター部分および / または検出可能な部分に連結された、請求項 1 ~ 5 のうちのいずれか 1 項に記載の抗体または抗原結合フラグメントを含む、結合体化化合物。

【請求項 7】

前記抗体または抗原結合フラグメントが、検出可能な標識に結合体化された、請求項 6 に記載の結合体化化合物。

【請求項 8】

前記検出可能な標識が、放射性化合物、蛍光化合物、酵素、基質、エピトープタグ、または毒素である、請求項 7 に記載の結合体化化合物。

【請求項 9】

前記エフェクター部分が、毒素、化学療法剤、免疫調節物質、または放射性同位体である、請求項 6 に記載の結合体化化合物。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 5 のうちのいずれか 1 項に記載の抗体または抗原結合フラグメントを含むか、あるいは

請求項 6 ~ 9 のうちのいずれか 1 項に記載の結合体化化合物を含む、
薬学的組成物。

【請求項 11】

治療において使用するための組成物であって、

請求項 1 ~ 5 のうちのいずれか 1 項に記載の抗体または抗原結合フラグメント、あるいは

請求項 6 ~ 9 のうちのいずれか 1 項に記載の結合体化化合物を含む、組成物。

【請求項 12】

癌を処置するための組成物であって、

請求項 1 ~ 5 のうちのいずれか 1 項に記載の抗体または抗原結合フラグメント、あるいは

請求項 6 ~ 9 のうちのいずれか 1 項に記載の結合体化化合物を含む、組成物。

【請求項 13】

請求項 12 に記載の組成物であって、前記癌が形質細胞癌である、組成物。

【請求項 14】

請求項 13 に記載の組成物であって、前記形質細胞癌が、多発性骨髄腫、骨の骨髄腫、髄外性形質細胞腫、マクログロブリン血症、重鎖病、原発性アミロイドーシス、または意味不明の単クローナル性高ガンマグロブリン血症である、組成物。

【請求項 15】

請求項 12 に記載の組成物であって、前記癌が非形質細胞癌である、組成物。

【請求項 16】

請求項 15 に記載の組成物であって、前記非形質細胞癌が慢性リンパ球性白血病である、組成物。

【請求項 17】

過粘稠血症候群を処置するための組成物であって、

請求項 1 ~ 5 のうちのいずれか 1 項に記載の抗体または抗原結合フラグメント、あるいは

請求項 6 ~ 9 のうちのいずれか 1 項に記載の結合体化化合物を含む、組成物。

【請求項 18】

自己免疫疾患を処置するための組成物であって、

請求項 1 ~ 5 のうちのいずれか 1 項に記載の抗体または抗原結合フラグメント、ある

いは

請求項 6 ~ 9 のうちのいずれか 1 項に記載の結合体化化合物
を含む、組成物。

【請求項 1 9】

請求項 1 8 に記載の組成物であって、前記自己免疫疾患が、全身性紅斑性狼瘡 (S L E) 、炎症性腸疾患 (I B D) 、血小板減少症、関節リウマチ (R A) 、溶血性貧血、または重症筋無力症である、組成物。